

佐伯鶴城同窓会 会則 第3章 財産及び会計（資産）

改訂前（現在）

第9条 本会の資産は、次のとおり入会金及び年会費ならびに寄付金その他の収入をもって構成する。

1. 入会金 本会の入会金は、3,600 円とし、入会時全額納入するものとする。納入した入会金は返戻しない。
2. 年会費 個人会費 3,000 円（但し、個人の賛助会員は除く）、法人の賛助会員は、10,000 円とする。
3. 寄付金その他の収入については、理事会においてその受け入れ等につき報告または審議し決定するものとする。

終身会費金額設定承認後 同窓会会則改訂分

第9条 本会の資産は、次のとおり入会金及び年会費ならびに寄付金その他の収入をもって構成する。

1. 入会金 本会の入会金は 3,600 円とし、入会時全額納入するものとする。納入した入会金は返戻しない。
2. 年会費 本会の会費は、1 力年 3,000 円とする。
但し、終身会費として、下表に定める額を納入することができる。

終身会費	
70 歳～79 歳以下	20,000 円
80 歳～	10,000 円

3. 寄付金その他の収入については、理事会においてその受け入れ等につき報告または審議し決定するものとする。